

千葉県社会福祉法人経営者協議会「青年部会」運営内規

第 1 章 総 則

(設 置)

第 1 条 この会は、千葉県社会福祉法人経営者協議会（以下、「県経営協」という。）
「会則」第 5 章第 14 条の規定により、設置されるものとする。

(名 称)

第 2 条 この会は、千葉県社会福祉法人経営者協議会青年部会（以下、「本会」とい
う。）と称する。

(目 的)

第 3 条 本会は、県経営協に所属する法人の青年役員の資質を向上するため、社会福
祉施設の経営に関する調査研究及び研修等を行うことを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、下記の事業を行う。

- (1) 会員の資質向上のための研修
- (2) 社会福祉法人・施設における経営、財務、労務等諸問題に関する調査
研究
- (3) 会員相互の情報交換、研鑽、交流
- (4) 県経営協の行う事業への協力
- (5) その他、本会の目的達成に必要な事業

(本会の位置付け)

第 5 条 本会は、県経営協の部会であり、事業計画及び予算所要の事項については、
県経営協と協議し、調整を図るものとする。

- 2 部会長は県経営協の承認を得て、県経営協の常任協議員会及びその他の会議
に出席し、本会の会務について適宜報告すると共に助言を受けることができる。

(全国社会福祉法人経営青年会との関係)

第 6 条 本会の目的達成のため、積極的に連携並びに協力する。

(事務局)

第 7 条 本会事務局は、社会福祉法人千葉県社会福祉協議会の県経営協事務局とする。

- 2 事務局は、本会の業務及び会計の事務を処理する。

第 2 章 会 員

(会 員)

第 8 条 本会の会員は、県経営協に所属する法人の満 50 歳未満の役職員とする。

- 2 会員は、満 50 歳に達した年度末をもってその資格を失う。

(入 会)

第9条 本会への入会は、県経営協に加入している法人であることを原則とし、所属法人の理事長の推薦を獲た者が県経営協会長の承認を受け、本会が受け入れることとする。

(退 会)

第10条 会員が本会を退会しようとするときは、その理由を明らかにし、部会長に文書をもって、その旨を届け出なければならない。

(除 名)

第11条 会員が会員たる義務及び全国社会福祉法人経営者協議会（以下「全国経営協」という。）の「倫理綱領」に反し、本会の名誉を毀損したときは除名することができる。

第 3 章 役 員

(部会長等)

第12条 本会には、次の役員を置く。

- (1) 顧問 若干名
- (2) 部会長 1名
- (3) 副部会長 3名
- (4) 委員 若干名

2 本会の部会長は部会において選出し、県経営協常任協議員会にて承認されるものとする。

3 本会の副部会長及び委員は、部会において部会員の中から指名する。

(役員の仕事)

第13条 役員の仕事は、次のとおりとする。

2 部会長は、本会の設置趣旨に基づき、会務全般を統括する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその仕事を代行する。

4 全国青年経営者会の千葉県代表幹事は部会において選出し、県経営協常任協議員会において承認されるものとする。

(相談役)

第14条 本会には、県経営協会長からの推薦により相談役を置くことができる。

(任 期)

第15条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠により、選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員の任期は、県経営協会則に定める任期と同一とする。

第 4 章 会 議

(部会長会)

第 16 条 部会長は、必要に応じて役員を招集することができる。

2 部会長会において、審議すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 事業計画の立案及び予算に関する事項
- (2) 事業報告及び決算に関する事項
- (3) 総会に附議すべき事項、または総会にて付記された事項
- (4) その他、事項業務執行上必要な事項

(総 会)

第 17 条 県経営協が行う総会にて、次の事項を諮るものとする。

- (1) 事業計画及び予算に関する事項
- (2) 事業報告及び決算に関する事項
- (3) 規程の制定及び改廃に関する事項
- (4) その他、会長が附議した事項

第 5 章 会 計

(運営費)

第 18 条 本会の経費は、会費のほか県経営協助成金及びその他の収入をもってあてる。

2 会費は、会員一人あたり年額 15,000 円とする。年度途中入会の場合についても同額とする。

3 前項の会費には、全国社会福祉法人経営青年会の会費を含むものとする。

(会計区分及び会計年度等)

第 19 条 本会の会計区分は、県経営協の特別会計とする。

2 会計の取り扱い及び会計年度は県経営協に準じる。

第 6 章 その他

(運営内規の変更)

第 20 条 本運営内規を変更しようとするときは、常任協議員会の議決を必要とする。

附 則

この内規は、平成 13 年 5 月 21 日から施行する。

この内規は、平成 19 年 5 月 18 日から施行する。

この内規は、平成 22 年 6 月 7 日から施行する。

この内規は、平成 23 年 6 月 15 日から施行する。

この内規は、平成 25 年 6 月 11 日から施行する。